

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パプアニュー ギニア	エロカ大学教育用機材整備計画 のための贈与に関する日本国政府とパ プアニューギニア政府との 間の交換公文	エロカ大学教育用機材整備計画を実施するに必要 なもの 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の機材の管理に関する指導に必要な役務の供 与	279,000千円 H17.3.31まで	H16.4.19 ポートモ レスビー で (同日)	日本側 山下勝男在パプア ニューギニア大使 パプアニューギニア側 ビー・ナヤリユー外務・ 移住大臣	H17.6.27 530号
パプアニュー ギニア	ハイラント橋梁改修計画のため の贈与に関する日本国政府とパ プアニューギニア政府との間の 交換公文	ハイラント橋梁改修計画を実施するための詳細設計 に必要な役務の供与	40,000千円 H17.3.31まで	H16.9.9 ポートモ レスビー で (同日)	日本側 山下勝男在パプア ニューギニア大使 パプアニューギニア側 ビー・ナヤリユー外務・ 移住大臣	H17.6.30 567号
パプアニュー ギニア	ハイラント橋梁改修計画のため の贈与に関する日本国政府とパ プアニューギニア政府との間の 交換公文	ハイラント橋梁改修計画を実施するために必要な 橋梁の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	371,000千円 H17.3.31まで	H16.9.9 ポートモ レスビー で (同日)	日本側 山下勝男在パプア ニューギニア大使 パプアニューギニア側 ビー・ナヤリユー外務・ 移住大臣	H17.6.30 568号
パプアニュー ギニア	ハイラント橋梁改修計画のため の贈与に関する日本国政府とパ プアニューギニア政府との間の 交換公文	ハイラント橋梁改修計画を実施するために必要な 1. 橋梁の改修及び架け替えに必要な生産物及び役務の 供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	861,000千円 (H17年度 167,000千円) H18.3.31まで (H18年度 694,000千円) H19.3.31まで	H17.5.30 ポートモ レスビー で (同日)	日本側 山下勝男在パプア ニューギニア大使 パプアニューギニア側 ビー・ナヤリユー外務・ 入国管理大臣	H17.7.11 640号
パプアニュー ギニア	パプアニューギニア政府に対す る贈与に関する日本国政府とパ プアニューギニア政府との間の 交換公文	パプアニューギニアの経済の構造改善努力推進及び 債務問題を含むパプアニューギニアの経済困難緩和に 寄与するため、両政府の関係を円滑にする生産物及 び役務を購入すること。	300,000千円 -----	H17.11.3 ポートモ レスビー で (同日)	日本側 山下勝男在パプア ニューギニア大使 パプアニューギニア側 ビー・ナヤリユー外務兼 出入国管理大臣	H17.11.16 1065号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。